

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本務第1303号
宮本会第620号
平成23年9月16日
宮城県警察本部長

「国が補助する時間外勤務手当支給要領」の制定について（通達）

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第3条第3項の規定により国が補助する時間外勤務手当（以下「国庫補助対象分」という。）の支給については、「国が補助する時間外勤務手当の支給事務取扱について（通達）」（平成2年3月14日付け宮警本務第411号ほか）により取り扱ってきたところであるが、この度、国が補助する時間外勤務手当支給要領（以下「要領」という。）を別添のとおり定め、要領に基づき支給することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達の制定に伴い、前記通達は廃止する。

記

1 主な変更点

(1) 時間外勤務等命令簿の一本化

これまで、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿（以下「時間外勤務等命令簿」という。）は、国庫補助対象分とそれ以外に分け作成していたが、これを一本化することとした。

(2) 支給整理簿の作成

時間外勤務等命令簿の一本化に伴い、国庫補助対象分の支給状況を把握するため、国が補助する時間外勤務手当に係る支給整理簿（以下「支給整理簿」という。）を作成することとした。

なお、支給整理簿の作成に伴い、重複する部分が多い支給計算書の作成は行わないこととした。

2 留意事項

(1) 支給対象職員について

国庫補助対象分の支給対象職員は、要領2に掲げる警察官となるが、要領2-(2)の警察官については「宮城県警察管区機動隊員の編成に関する要綱の一部改正について（通達）」（平成16年3月17日付け宮本備第115号）、要領2-(3)の警察官については「宮城県警察第二機動隊設置運営要綱の一部改正について（通達）」（平成18年3月23日付け宮本備第250号）の定めに基づき指定又は任命しているが、災害警備等に伴い、これらの警察官として任務に当たることとなった場合には、支給対象職員となる。

(2) 支給対象事案について

国庫補助対象分の支給対象事案は、要領3に規定しているとおりであるが、これらに関しては、あくまでも警察庁において認定するものであり、所属長に対し認定の裁量が委ねられているものではないので誤りのないようにすること。

(3) 従事内容について

国庫補助対象分の支給対象となる時間外勤務を命じた場合は、その従事内容は要領5-(2)-アからウまでのいずれかになるが、時間外勤務等命令簿及び支給整理簿の作成に当たっては同一の従事内容となるので誤りのないようにすること。

(4) 支給総額について

国庫補助対象分は、警備出動に伴う部隊の時間外勤務についてその所要額を補助するものであることから、所属において当該時間外勤務の分として支給する時間外勤務手当の総額は、国庫補助対象分として配分されている予算額以上となるものであり、同予算額を超えることは問題がないので、支給整理簿の作成等の際には誤りのないようにすること。

(5) 支給対象外について

国庫補助対象分は、休日勤務手当及び夜間勤務手当としては支給できないので誤りのないようにすること。

3 要領の適用

要領の適用は、平成23年度分からとする。ただし、従前の取扱いを行っている場合は、平成23年度においては同様に扱うものとする。

4 その他

国庫補助対象分の取扱いに関し疑義が生じた場合は、その内容に応じ警務部警務課給与係又は総務部会計課監査係に照会されたい。

国が補助する時間外勤務手当支給要領

1 趣旨

この要領は、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第3条第3項に規定する国が補助する時間外勤務手当（以下「国庫補助対象分」という。）の支給について定めるものである。

2 支給対象職員

国庫補助対象分は、次の職員に対し支給する。

- (1) 宮城県警察機動隊に所属する警察官
- (2) 宮城県警察管区機動隊員に指定されている警察官
- (3) 宮城県警察第二機動隊員に任命されている警察官

3 支給対象事案等

警察法施行令第3条第3項に規定する騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動（以下「警備出動」という。）とする。この場合において、警備出動には、待機（警備出動を必要とする事案が発生し、又は発生するおそれがある場合に、当該事案に対処するため、勤務場所又は指定場所において集結し、出動に備えている状態をいう。）を含むが、犯罪の捜査を用務とする場合には該当しない。

なお、同項に規定する次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 騒乱

刑法（明治40年法律第45号）第2編第8章に規定する騒乱の罪

(2) 大規模な災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第1条に規定する原因（大規模な事故等を含む。）により生じる災害のうち、次のいずれかに該当するもの。

ア 政府に非常災害対策本部、緊急災害対策本部その他災害対策本部又は災害対策関係閣僚会議が設置され、総合的な対策を必要とする災害

イ 都道府県の全部又は大部分の地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害

ウ その他警察庁長官が災害警備を必要と認めた災害

(3) その他の場合における警備のための出動

国の公安又は利益に係る犯罪及び社会運動に伴う犯罪が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察法（昭和29年法律第162号）第2条に規定する「個人の生命、身体及び財産の保護」及び「公共の安全と秩序の維持」を目的として行われる部隊運用を伴う一連の総合的な警察活動である治安警備において、部隊を編成し、指揮者の指揮命令の下にほぼ同一地域において同一用務のために部隊として行動すること。ただし、警衛警護、警戒、雑踏警備等は含まれない。

4 支給対象となる勤務

3の支給対象事案のための出勤中に、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、現に行った勤務

5 事務処理

(1) 予算の配分

国庫補助対象分に係る予算は、各所属の実績等を勘案し、警務部警務課長が配分する。

(2) 時間外勤務の命令

所属長は、配分された予算を勘案し、当該時間外勤務を命令するものとするが、その従事内容は次のとおりとすること。

ア 3-⑴の場合は、「騒乱警備」とする。

イ 3-⑵の場合は、「災害警備」とする。

ウ その他の場合における警備のための出勤のうち、デモ警備の場合は、「治安警備」とする。

(3) 時間外勤務の証明

警備出勤のため、他の警察署管内に派遣された場合の時間外勤務については、出勤先の所属長から時間外勤務証明書（別記様式第1号）の交付を受けて処理すること。

(4) 時間外勤務手当の支給

別に宮城県が定める方法により支給するものとする。

(5) 時間外勤務の整理

国庫補助対象分を支給したときは、国が補助する時間外勤務手当に係る支給整理簿（別記様式第2号）により支給状況を明らかにしておくこと。

(6) 関係書類の整理

国庫補助対象分は、会計検査院等の国が行う検査の対象となることから、前記(1)から(5)までの処理に伴い、作成し、又は交付される書類のほか、次の書類を整備しておくこと。

ア 出勤要請書（電話により受理した場合の受理の書類を含む。）

イ 出勤部隊の編成表

ウ ア及びイの書類のほか、国庫補助対象分の支給に関し必要と認められる書類

(7) 支給状況の報告

国庫補助対象分の支給状況については、国が補助する時間外勤務手当の支給状況報告書（別記様式第3号）により、翌月の10日までに総務部会計課長に報告すること。

別記様式第1号

時間外勤務証明書	
勤務者の 所属、階級 及び氏名	ほか 名
勤務時間 (日時)	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
勤務場所	
勤務内容	
証明者の 職、階級 及び氏名	年 月 日 ----- ----- <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">印</div>

国が補助する時間外勤務手当の支給状況報告書 (月分)

所属名 _____

年月日	事 案 名	出 動 人 員	延 べ 人 員	一人当たりの 時間外勤務時間	時間外勤務 延べ時間数	支 給 額	備 考
計						円	

注 機動隊、管区機動隊及び第二機動隊に区分して記載すること。